

2025年4月1日

地域農業動向予測システム利用規約

本規約は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下、「農研機構」といいます。）が提供する地域農業動向予測システム（以下、「本システム」といいます。）の利用条件を定めるものです。

（利用の許諾）

第1条 利用者が本規約に同意したうえで利用登録を申請し、農研機構がこれを承認することで本システム利用に関する契約が成立したものとみなします。農研機構は、利用者に対し、本システムで得られるデータ（以下「本データ」といいます。）を本契約で定められた範囲において譲渡不可、サブライセンス不可かつ非独占的に利用することを許諾します。

（報告等）

第2条 農研機構は、利用者から本システム等の利用状況その他利用に関する事項について報告を求めることができます。この際、利用者は、合理的な理由がない限り、農研機構の依頼に応じるものとします。詳細については農研機構と利用者で協議します。

（知的財産権の帰属等）

第3条 本システム及びこれに付随するデータベース、レイアウト、並びに、画像、文章及び他のコンテンツに関する著作権、特許権、ノウハウなどの知的財産権を含むその他一切の権利（以下、「知的財産権等」といいます。）は農研機構に帰属します。ただし、本規約の別紙においてこれと異なる定めをした場合には、この限りではありません。

2 本システム等を利用して利用者が独自に作成又は構築した新たな成果物に関する知的財産権等は、利用者に帰属します。ただし、当該成果物について、農研機構が利用者へ提供した秘密保持義務の係る技術情報又は農研機構が利用者へ行った技術指導と関連するときは、この限りではありません。

（非保証及び免責）

第4条 本システム等は現状有姿で提供されるものとし、本契約で明示的に定める場合を除き、農研機構は利用者に対し、本システム等に関して、不具合や、エラー又は障害が生じないことを一切保証しないものとします。

2 農研機構は、利用者が本システム等の利用及びダウンロードに起因して、直接又は間接を問わず、利用者又は第三者の権利又は法律上の利益を侵害するに至った場合に、農研機構の故意または重過失によるものを除いて、その侵害についての責任を一切負わないものとします。

(本データの取扱い)

第5条 利用者は、本データを自由に自己利用できます。

2 利用者は、理由の如何に因らず、本契約が終了したときは、直ちに本データ（前項の規定に基づき第三者に本データを提供した場合においては提供先のデータを含みます。）を消去するものとします。

3 利用者は、農研機構が本データをサービス品質の維持・向上の目的に利用することに同意します。

(契約の解約)

第6条 農研機構は、次の各号の一に該当するときは、利用者に対し文書又は電子メールによる通知をもって本契約を解約することができます。この場合において、本契約の終了日は、当該通知が利用者へ到達した日とします。ただし、本システムの利用申請にあたり利用者が登録したメールアドレスに対して、文書又は電子メールによる通知を行ったにも関わらず、これが到達しない場合は、文書又は電子メールによる通知を発送した日をもって本契約が終了したものとみなすこととします。

(1) 利用者が、第1条（利用の許諾）、第2条（報告等）、第8条（成果の公表）に規定する内容に違反したとき。

(2) 利用者が、本契約の履行に関し、虚偽の報告その他不法の行為をしたとき。

(3) 利用者が、破産・会社更生・民事再生等の申立てをしたとき、又は他から受けたとき、差押、仮差押・仮処分を受けるなど信用が著しく悪化したとき、営業を停止したとき。

2 農研機構は、前項各号に該当する場合において利用者に故意又は過失があると認めるときは、損害賠償の請求をすることができます。

3 利用者が本契約に定めた義務に重大な違反があった場合、農研機構は何ら催告することなしに本契約を解約することができます。

4 農研機構は、一か月前までに通知することにより、本契約を解約することができます。

5 利用者が本契約の解約を希望する場合、解約希望月の前月の末日までに、農研機構に申請するものとします。

(契約終了時の義務)

第7条 利用者は、理由の如何に因らず、本契約終了と同時に、本契約に基づき利用者へ許諾された全ての権利を失います。

(成果の公表)

第8条 利用者は、本システムを利用して得た成果を公表する場合には、事前に農研機構に協議するものとします。

(技術指導)

第9条 利用者が本システムの利用に必要な技術情報の提供又は技術指導を望むときは、農研機構に対してこれを依頼できるものとし、農研機構は、事情が許す限り、利用者の依頼に協力するものとします。

2 前項に要する費用は利用者が負担します。

(規約の改訂)

第10条 農研機構は、必要に応じて本規約を改訂する権利を有します。農研機構は、本契約の改訂の前に、改訂内容および改訂の効力発生時期を利用者に示すものとします。

(紛争解決)

第11条 本契約に関し疑義が生じたときは、農研機構と利用者が誠実に協議し、その解決に務めるものとします。

2 前項の規定にもかかわらず、協議により紛争を解決することができない場合には、本契約に関する訴えは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

3 本契約の成立及び効力、並びに本契約に関して発生する問題の解釈及び履行等については、日本国の法律に準拠するものとします。